

【短時間】 通所リハビリテーション利用料金表

2023年4月1日

所要時間3時間以上4時間未満

1. 基本料金表（共通の利用料）

○負担割合 1割

(円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	530	615	700	807	915
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	20	20	20	20	20
リハビリテーション提供体制加算	14	14	14	14	14
食費負担額	360	360	360	360	360
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	1,134	1,219	1,304	1,411	1,519
介護職員処遇改善加算（月額）	212	244	276	317	357
介護職員特定処遇改善加算（月額）	77	89	100	115	129
月額（8日）※3	9,361	10,085	10,808	11,720	12,638

○負担割合 2割

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	1,059	1,230	1,399	1,614	1,830
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	40	40	40	40	40
リハビリテーション提供体制加算	27	27	27	27	27
食費負担額	360	360	360	360	360
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	1,696	1,867	2,036	2,251	2,467
介護職員処遇改善加算（月額）	424	488	552	632	714
介護職員特定処遇改善加算（月額）	154	177	200	229	258
月額（8日）※3	14,146	15,601	17,040	18,869	20,708

○負担割合 3割

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	1,589	1,845	2,098	2,421	2,744
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ	60	60	60	60	60
リハビリテーション提供体制加算	40	40	40	40	40
食費負担額	360	360	360	360	360
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	2,259	2,515	2,768	3,091	3,414
介護職員処遇改善加算（月額）	635	732	827	948	1070
介護職員特定処遇改善加算（月額）	230	265	299	343	387
月額（8日）※3	18,937	21,117	23,270	26,019	28,769

2. 加算利用料（お客様の状況・要望に応じて加算する利用料）

（円）

費目	金額	内容
リハビリテーションマネジメント 加算（A）□（同意日の属する月から 6ヵ月以内）※4・5	659円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画を作成、実施し、必要に応じて計画の見直しを行った。計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント 加算（A）□（同意日の属する月から 6ヵ月超）※4・5	303円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画を作成、実施し、必要に応じて計画の見直しを行った。計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント 加算（B）□（同意日の属する月から 6ヵ月以内）※4・5	958円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画を作成、実施し、必要に応じて計画の見直しを行った。計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント 加算（B）□（同意日の属する月から 6ヵ月超）※4・5	603円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画を作成、実施し、必要に応じて計画の見直しを行った。計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
中重度者ケア体制加算	23円/回	前年度または算定日から属する月の前3ヶ月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上である場合に算定できる。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	123円/日	退院（所）日または認定日から起算して3月以内に概ね2回/週以上、身体機能を回復させるための集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合
移行支援加算	14円/回	評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内にリハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録をすること。
栄養改善加算 ※6	222円/回	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※7	6円/回	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している。
重度療養管理加算 ※8	111円/回	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3～5の利用者で別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	178円/回	利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成してのこと。口腔機能管理指導計画の進捗状況等を厚生労働省へ情報を提出。
科学的介護推進体制加算	45円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況などに係る基本的な情報を厚生労働省に提供していること。必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
感染症災害3%加算	介護保険負担額から3%/月	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。
送迎を行わない場合	53円/片道	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行なう場合等事業者が送迎をしていない場合減産となる。
おむつ代（1枚）	51円	尿取りパット
	102円	紙おむつ
	152円	紙パンツ

※注意事項（必ずお読みください）

- 日用品費は、下記の内容となります。お申込されない場合はご用意いただけます。
日用品費内容：保溫液・紙コップ・綿棒・使い捨て用おしぼり
 - 教養娯楽費は、お客様の日常のレクリエーションに必要な費用として下記の内容になりますので、ご理解の上ご契約くださいますようお願い申し上げます。
教養娯楽費内容：工作用具、折り紙、画用紙、ちぎり絵等に係る材料費並びに遊具費用等
 - 月額、週2回のご利用、月計8回のご利用回数を基に計算しております。（あくまでも目安の金額です。）
 - リハビリテーションマネジメント加算は、新たに利用する利用者について、利用開始後1月までの間に利用者の居宅を訪問し、居宅における利用者の日常生活の状況や家屋の環境を確認した上で、居宅での日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション提供計画を策定する場合に算定となります。
 - リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション会議の内容を記録します。また、通所リハビリテーションの計画について医師が利用者または家族に対して説明し、利用者の同意をえた場合に算定します。
 - 栄養改善加算は、3ヶ月以内の期間に限り、月2回を限度に算定となります。
 - 栄養スクリーニング加算は、6か月に1回を限度となります。
 - 別に厚生労働大臣が定める状態とは？
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 □ 呼吸障害により人工呼吸器を使用している状態
ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態
- ★ 通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用はお客様のご負担となります。
- ★ 領収書は大切に保管ください。介護保険負担金は、高額介護サービス費と医療費控除の対象となります。再発行は原則致しません。発行する場合は、発行手数料がかかります。

